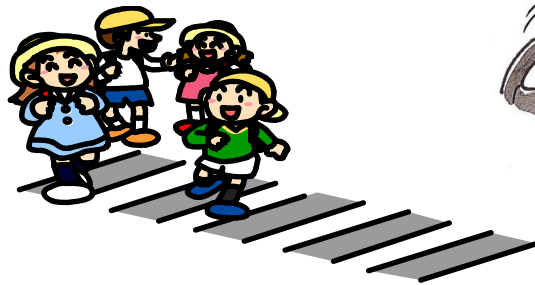


令和元年12月1日施行 道路交通法の一部改正により

# 「ながら運転」罰則強化!



## 危険!!

携帯電話使用等(保持) …… 通話(保持)、画像注視(保持)する行為



改正前		改正後	
罰則	5万円以下の罰金	罰則	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
反則金	大型…7千円 普通…6千円 二輪…6千円 原付…5千円	反則金	大型…2万5千円 普通…1万8千円 二輪…1万5千円 原付…1万2千円
点数	1点	点数	3点

携帯電話使用等(交通の危険) …… 通話(保持)、画像注視(保持)、画像注視(非保持)することによって交通の危険を生じさせる行為



改正前		改正後	
罰則	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	罰則	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
反則金	大型…1万2千円 普通…9千円 二輪…7千円 原付…6千円	反則金	適用なし (反則金制度の対象外となり、すべて罰則の対象に)
点数	2点	点数	6点(免許停止)

## 長野県警察